

## 医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について

### 1 趣旨

2026 年は、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の 3 年目にあたることから、中間見直しを行う。また、2040 年に向け次期地域医療構想の策定を行い、2027 年 3 月を目途に公示を予定している。

※ 2025 年度中に医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが示される予定であるが、国の検討状況次第では、後ろ倒しになる可能性がある。

### 2 見直し及び策定方針（案）について

今後提示される予定の医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて作業を進める。

#### (1) 医療計画

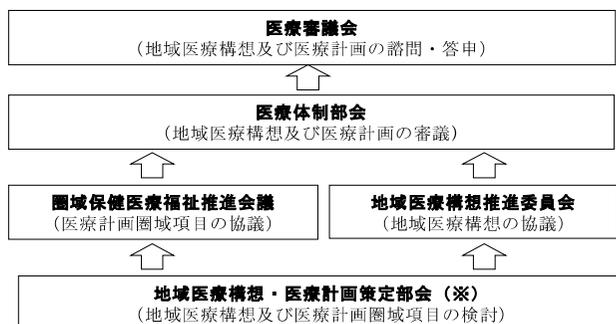
- ア 基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。
- イ 現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。
- ウ 医療計画見直しと同時に改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- エ 在宅医療対策、外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について、必要な見直しを行う。
- オ 政策的に関連が深い他の計画との一体的策定を行う。（資料 4 - 2 参照）

#### (2) 地域医療構想

- ア 次期地域医療構想を医療計画の上位概念に位置付ける。
- イ 地域の医療提供体制全体の方向性の策定、将来の病床数の必要量の推計等を行う。
- ウ 構想区域の見直しを行う。（資料 4 - 3 参照）

### 3 協議体制

圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の下に「地域医療構想・医療計画策定部会」を設置し、医療計画と地域医療構想との整合性を図りながら、見直し・策定作業を進める。



※ 地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議の委員の属する団体の役職員等の中から選出

### 4 今後のスケジュール（予定）

年 月	会 議	医療計画	地域医療構想
2026 年 1 ～ 2 月	第 2 回圏域保健医療福祉推進会議 第 2 回地域医療構想推進委員会	・策定部会の設置の承認	
2 月 16 日	第 2 回医療体制部会	・基本方針の検討	
3 月 30 日	第 3 回医療体制部会	・作成要領の検討	※
	第 1 回医療審議会	・基本方針及び作成要領の決定⇒<諮問>	

※医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインを踏まえ、後ろ倒しになる可能性がある。

### 5 見直し及び策定工程

※現時点での想定であり、策定ガイドライン等の内容により変更となる可能性がある。

	会 議	医療計画	地域医療構想
①	地域医療構想・医療計画策定部会	—	素案検討
②	地域医療構想推進委員会	—	素案協議
③	医療体制部会	素案決定	
④	地域医療構想・医療計画策定部会	試案検討	
⑤	地域医療構想推進委員会	—	試案協議
	圏域保健医療福祉推進会議	試案協議	—
⑥	医療体制部会	試案決定	
⑦	医療審議会	原案決定	
—	—	市町村、関係団体へ意見照会 パブリックコメント	
⑧	地域医療構想・医療計画策定部会	修正案検討	
⑨	地域医療構想推進委員会	—	修正案協議
	圏域保健医療福祉推進会議	修正案協議	—
⑩	医療体制部会	最終案決定	
⑪	医療審議会	決定<答申>	

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

### 医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

### 新たな地域医療構想

#### (1) 基本的な考え方

- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進  
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- 新たな構想は27年度から順次開始  
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

#### (2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
  - これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
  - 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
  - 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

#### (3) 地域医療介護総合確保基金

- 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

#### (4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
  - 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
  - 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

#### (5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

#### (6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

# 新たな地域医療構想と医療計画の進め方（案）

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

